


事業者・労働者の皆様へ

宮城労働局

偽造の疑いのある「技能講習修了証」の情報を把握した場合、当局健康安全課又は最寄りの労働基準監督署あて情報提供をお願いします。

《 情報提供のあった「修了証」の写し 》

No. 2724		小型移動式クレーン		氏名		
平成		交付		印		
宮城労働基準局指定		建設業労働災害防止協会		宮城県		
宮城県支部				宮城県		
備考				本庁	宮城県	
				所	宮城県	

建設業労働災害防止協会		小型移動式クレーン	
1	本講習は、5月31日、休業中に行われなかった。		
2	本講習を修了し、交付された。	技能講習修了証	
3	「講習」開催中に、印刷ミスが生じた。		

【特徴】

- 1 修了証内側には対象業務名として「小型移動式クレーン」、外側には「小型移動式クレーン技能講習修了証」と表記されている。
- 2 修了証交付時には存在しない「宮城労働基準局」において、登録制度に移行し存在しない「指定講習機関」としての指定を行っている」と表記されている。
- 3 「建設業労働災害防止協会宮城県支部」において実施したことがない「小型移動式クレーンの運転業務に係る修了証」となっている。
- 4 押印は「県労働災害防止協会指定講習機関印」と存在しない機関名となっている。
※ その他に「高所作業車運転」、「玉掛作業」について、類似した修了証が複数認められており、そのいずれもが上記2～4を共通の特徴として有している。

※ 情報提供先：宮城労働局 労働基準部 健康安全課（電話 022-299-8839）

（令和3年1月18日）